

違反転用に対する行政代執行処分基準

みどり環境局農政推進課

処分等事項名	根拠法令・条項
違反転用に対する行政代執行	農地法第51条第3項 (昭和27年法律第229号)

農地法第51条第3項の処分に当たっては、次の基準を考慮して処分を行う。

- 1 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1
「第14 法第51条関係 2 法第51条第3項の規定による処分の基準」
- 2 平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長通知「農地法の運用について」別添
「7 法第51条関係 (3) 法第51条第3項の規定による処分の基準」